

改正後			改正前																																																		
<p>（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>家きん</td> <td>鶏、うずら、だちょう、<u>七面鳥</u>、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義	（略）	（略）	家きん	鶏、うずら、だちょう、 <u>七面鳥</u> 、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	（略）	（略）	<p>（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>家きん</td> <td>鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			用語	定義	（略）	（略）	家きん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	（略）	（略）																																
用語	定義																																																				
（略）	（略）																																																				
家きん	鶏、うずら、だちょう、 <u>七面鳥</u> 、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																																																				
（略）	（略）																																																				
用語	定義																																																				
（略）	（略）																																																				
家きん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																																																				
（略）	（略）																																																				
<p>別表3 平均採食量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜又は家きんの種類</th> <th>家畜又は家きんの種別</th> <th>1日当たり平均採食量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u></td> <td><u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u></td> <td><u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u></td> <td>採卵開始以降</td> <td><u>2.0kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>七面鳥</u></td> <td><u>8週齢未満</u> <u>8週齢以上</u></td> <td><u>106g</u> <u>318g</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> <td>（削る）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） （略）</p>			家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量	（略）	（略）	（略）	<u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u>	<u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u>	<u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u>	<u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u>	採卵開始以降	<u>2.0kg</u>	<u>七面鳥</u>	<u>8週齢未満</u> <u>8週齢以上</u>	<u>106g</u> <u>318g</u>	（略）	（略）	（略）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	<p>別表3 平均採食量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜又は家きんの種類</th> <th>家畜又は家きんの種別</th> <th>1日当たり平均採食量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u></td> <td><u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u></td> <td><u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u></td> </tr> <tr> <td><u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u></td> <td>採卵開始以降</td> <td><u>2.0kg</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） （略）</p>			家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（略）	（略）	<u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u>	<u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u>	<u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u>	<u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u>	採卵開始以降	<u>2.0kg</u>
家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量																																																			
（略）	（略）	（略）																																																			
<u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u>	<u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u>	<u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u>																																																			
<u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u>	採卵開始以降	<u>2.0kg</u>																																																			
<u>七面鳥</u>	<u>8週齢未満</u> <u>8週齢以上</u>	<u>106g</u> <u>318g</u>																																																			
（略）	（略）	（略）																																																			
（削る）	（削る）	（削る）																																																			
（削る）	（削る）	（削る）																																																			
家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量																																																			
（略）	（略）	（略）																																																			
（新設）	（新設）	（新設）																																																			
（新設）	（新設）	（新設）																																																			
（新設）	（新設）	（新設）																																																			
（略）	（略）	（略）																																																			
<u>肉を生産することを目的として飼養するだちょう</u>	<u>3月齢未満</u> <u>3月齢以上</u>	<u>1.0kg</u> <u>2.5kg</u>																																																			
<u>卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう</u>	採卵開始以降	<u>2.0kg</u>																																																			
<p>別表5 畜舎又は家きん舎の最低面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜又は家きんの種類</th> <th>家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>肉を生産することを目的として飼養</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積	（略）	（略）	肉を生産することを目的として飼養	（略）	<p>別表5 畜舎又は家きん舎の最低面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜又は家きんの種類</th> <th>家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>肉を生産することを目的として飼養</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積	（略）	（略）	肉を生産することを目的として飼養	（略）																																				
家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積																																																				
（略）	（略）																																																				
肉を生産することを目的として飼養	（略）																																																				
家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積																																																				
（略）	（略）																																																				
肉を生産することを目的として飼養	（略）																																																				

する七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	
卵を生産することを目的として飼養する七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
七面鳥（8週齢以降のものに限る。）	0.3㎡

(注) (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう及び七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
卵を生産することを目的として飼養するだちょう及び七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
だちょう（3月齢以降7月齢未満のものに限る。）	6.6㎡（ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。）
だちょう（7月齢以降のものに限る。）	16.5㎡（ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。）
七面鳥（8週齢以降のものに限る。）	0.3㎡
かも（28日齢以降	水田3分の1アール

する家きん（28日齢以降のものに限る。）	
卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
(新設)	(新設)

(注) (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
卵を生産することを目的として飼養するだちょう以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
かも（28日齢以降	水田3分の1アール

のものに限る。)		のものに限る。)	
(削る)	(削る)	だちょう (3月齡 以降7月齡未満の ものに限る。)	6.6㎡ (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう の数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
(削る)	(削る)	だちょう (7月齡 以降のものに限 る。)	16.5㎡ (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう の数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
(注)	(略)	(注)	(略)